

固定資産税関係書類の誤送付による個人情報の漏えいについて

税務課において、固定資産税に関する文書（名義変更届）を発送する際に、宛先と送付文書の確認を怠ったことにより、文書を誤って送付し、個人情報が漏えいした事案が生じた件について、下記の通り報告いたします。

今回の不祥事に対し、心からお詫びを申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1. 概要

令和 7 年 1 月以降に、相続等により名義変更が必要となった家屋 15 件について、その相続人に名義変更に関する案内文書と名義変更届を送付する際、名義変更届に記載されている個人情報と宛先の確認をすることなく、8 月 6 日に発送し、8 月 12 日に相続人からの連絡により、誤送付が判明した。

2. 送付した文書

- ・名義変更に関する案内文書
- ・名義変更届

→ 被相続人の住所と氏名、該当する物件の所在及び面積が記載

3. 原因

発送担当者が、名義変更届に被相続人の住所・氏名などの個人情報が記載されている認識がなかったことから、宛先との確認や複数によるチェックを行わないまま、封入作業を行った。

4. 対応

8 月 12 日に相続人から指摘があったことから、同時に送付した全 15 件について、12 日中には 12 名の方に、13 日に 3 名の方に連絡を行ったところ、14 件の誤送付の事実を確認、経緯を説明し謝罪を行った。

5. 再発防止策

今後このような事態を二度と発生させないためにも、職員一人ひとりが個人情報の重要性についての認識を改めること、また個人情報の取扱いについて、個人情報保護マニュアルに基づき適正に行うこと、さらにこうした視点に立ち、改めて、業務の再点検と問題点の整理を速やかに行うことなど、全職員に周知し、適正な事務執行を徹底する。